

# 組見本 (B5判縮小)

第2章 給食 第1 施設共通



## 給食施設の従業員への衛生教育は

私は先日、当給食施設の食品衛生責任者に任命されました。施設の従業員への衛生教育を行おうと思いますが、衛生教育を行う上で、どのような点に留意すればよいか教えてください。



衛生教育については、給食施設の従業員の採用時に業務に関する衛生・安全のための教育を行うことが義務づけられています(労安衛59、労安則35、平17・12・22医政発1222001)。また、健康管理と研修に関しても衛生管理の責任者は給食施設から食中毒や労働災害を出さないために、従業員に対する衛生・安全教育を徹底する必要があります。これらは正規採用の職員だけでなくパートやアルバイト採用の人にも同様に行われなければなりません。給食施設の従業員への衛生教育は、主に食品衛生責任者に任命された人が中心となって行います。

### 衛生安全教育の計画

衛生教育には、まず年間計画または月間計画を立て、健康管理、食中毒作業時の衛生および安全、清掃などに関して重要度の高いものから取り上げます。教育の方法には次のようなものがあります。

- ① 定期的な勉強会またはミーティングを設定し、必要な知識・技術の徹底を図る
- ② 栄養士会または外部団体が主催する研修会への参加
- ③ ポスターの掲示、パンフレット、スライド、ビデオなど視覚的効果による注意の喚起

—215—

第2章 給食 第1 施設共通

④ 防火・防災訓練の実施  
これらにより、給食従事者自身が、その重要性を理解し、衛生・安全管理に対して意欲的に取り組む意識を育てることが必要です。

### 教育内容

教育の具体的な内容としては次のものがあります(平9・3・24衛食85)。

- (1) 採用時の注意  
必ず健康診断と検便を行います。健康診断では、肺結核、皮膚病、経口伝染病の保菌の有無、精神病、麻薬、あへん、大麻もしくは覚せい剤中毒者でないかなど、調理従業員として適当かどうかを確認して採用を決定します。
- (2) 採用後の健康と衛生管理  
給食施設の管理者は、従業員の採用後も健康診断を行い、その健康状態を把握しなければなりません。

a 食中毒の原因(膿疾患)または感染するおそれ染した場合。

b 従業員もしくは、感染症患者である場合病原体の保有者明した場合。た人が保菌していたときを除く  
なお、海外旅従事者、または国した者と同居一の職場で作業で胃腸障害などいるため、必要その検査結果が場合も同様とす  
これらの衛生安全管理には、従業員自らが知識を持ち、自分自身で守らなければならないこと

第2章 給食 第2 病院の給食



## 入院時食事療養を行うときの注意

入院時食事療養を行うには届出が必要だと聞きましたが、どのような手続をすればよいのでしょうか。



平成13年7月1日現在の入院時食事療養(I)の届出施設数は、病院が8,819、診療所が1,870です。入院時食事療養(I)の届出を行っていない施設は入院時食事療養(II)で算定されます。入院時食事療養(I)の届出における届出の届出に際しては、(添付書類を含む。)を提出する(後記「入院時食事療養届出書」参照)。

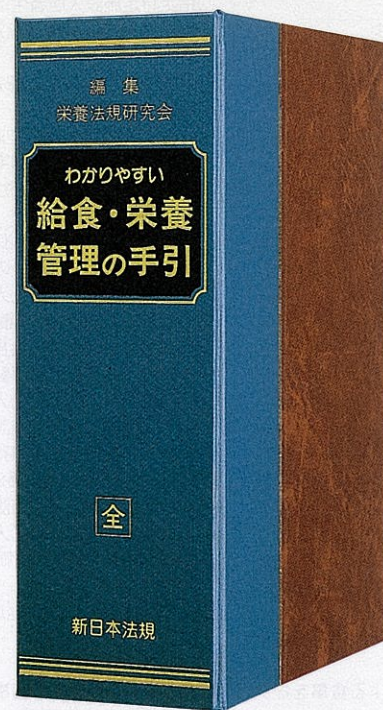
- ③ 届出にあたっては、当該の基準について届出前1か月以上継続を有していること。
- ④ 各月のマ...

病院・福祉施設・学校・事業所など、あらゆる施設の給食・栄養管理をわかりやすく解説!

わかりやすい

# 給食・栄養管理の手引

編集 栄養法規研究会 代表 石田裕美 (女子栄養大学教授)



◆さまざまな施設における給食について、その栄養管理や設備基準などをイラストを交えながら、Q&A形式により、わかりやすく解説しています。

◆非常に多くの法規制から栄養基準などまでを一書にまとめた、他に類をみない関係者必携の実務書です。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,580頁  
定価12,100円(本体11,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

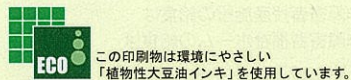
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2022.4) 563-1①



総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

## 第1章 はじめに

- 給食・栄養管理に関する法律は
- 健康増進法とは
- 健康増進法等の目的は
- 国民の健康に関する国、都道府県、市町村の役割は
- 健康増進事業実施者の役割は
- 国民の健康を増進するための施策は
- 給食における栄養士の役割は
- 給食施設の種類と特徴は
- 給食施設・設備に関する法律は
- 給食の指導に関する法律は
- 食品の表示に関する法律は
- 栄養管理に関する法律は

## 第2章 給食

### 第1. 施設共通

#### 【1 給食一般】

- 給食とは
- 給食を開始するときの手続は
- 給食許可営業者の地位を引き継いだときの手続は
- 給食開始等の届出事項を変更するときの手続は
- 給食営業を取り消される場合は
- 【2 特定給食施設】
- 特定給食施設とは
- 特定給食施設において給食を開始するときの手続は
- 特定給食施設において給食開始等の届出事項を変更するときの手続は
- 特定給食施設において給食を廃止または休止するときの手続は
- 栄養士等を配置しなければならない特定給食施設は
- 特定給食施設における栄養管理基準は
- 特定給食施設において給食の栄養報告をするときの手続は
- 特定給食施設における食事の献立は
- 特定給食施設における情報等の管理は
- 特定給食施設に対する行政指導は

#### 【3 施設・設備】

- 給食施設の立地条件は
- 給食施設の区分と標準面積は
- 給食施設に適した構造は
- 給食施設に必要な設備は
- 給食施設の設備等の配置は
- 給食施設に必要な調理機器・食器類は

#### 【4 栄養管理】

- 給与栄養目標量とは
- 食事計画の立て方は
- 6つの基礎食品とは
- 日本食品標準成分表とは
- 食品構成の作成方法は
- 献立計画の立て方は
- 栄養管理の評価方法は

#### 【5 衛生管理】

##### (1) 衛生管理全般

- 食品衛生責任者とは
- 給食施設の従業員への衛生教育は
- H A C C Pとは
- 食中毒とは
- 食中毒を予防するには

- 腸管出血性大腸菌O157による食中毒を予防するには
- 食中毒が発生した場合の処理体制は
- 食中毒が発生した場合の調査方法は
- 食中毒が発生した場合の行政措置は
- 衛生管理の評価方法は

##### (2) 感染症とは

##### (2) 施設・設備の衛生管理

- 給食施設における衛生管理は
- 冷蔵庫・冷凍庫の衛生管理の方法は
- 食品庫の衛生管理の方法は
- 調理器具等の衛生管理の方法は
- 食器の衛生管理の方法は
- ふきん等の衛生管理の方法は
- 使用水の衛生管理の方法は
- 調理廃棄物の衛生管理の方法は
- 掃除道具の衛生管理の方法は
- 害虫駆除の方法は

##### (3) 従業員の衛生管理

- 給食施設の従業員の健康管理は
- 給食施設の従業員にふさわしい身だしなみとは
- 正しい手洗いの方法は

##### (4) 食材料の衛生管理

- 食材料の種類は
- 食材料の納入における留意点は
- 食材料の保管に適した条件は
- 調理の下処理作業における留意点は
- 加熱調理作業における留意点は
- 調理済食品を取り扱うときの留意点は
- 冷凍食品を取り扱うときの留意点は
- 【6 大量調理施設】
- 大量調理施設における衛生管理の方法は

### 第2. 病院の給食

#### 【1 病院給食】

- 病院給食とは
- 病院給食の種類は
- 病院給食の栄養補給量は
- 病院給食の献立の作成方法は
- 入院時食事療養とは
- 栄養管理実施加算とは
- 入院時食事療養における食事療養費の額の計算方法は

##### (1) 入院時食事療養の基準は

- 入院時食事療養を行うときの手続は
- 入院時食事療養における特別食加算は
- 入院時食事療養における食堂加算は
- 入院時食事療養で鼻腔栄養を行ったときの算定方法は

- 入院時食事療養で特別料金による食事を提供するときの留意点は
- 外来栄養食事指導料とは
- 入院栄養食事指導料とは

##### (1) 集団栄養食事指導料とは

- 在宅患者訪問栄養食事指導料とは
- 病院給食における栄養士の役割は
- 病院給食における栄養指導の目的は
- 病院給食における栄養指導の基本的な考え方は
- 病院と介護老人保健施設等を併設するときの給食施設は

#### 【2 院外調理】

- 院外調理とは
- 患者等の食事の提供業務の範囲は
- 病院における食事の提供の委託方法は
- 院外調理の受託者の選定方法は
- 院外調理を受託するときの契約は
- 院外調理の受託における受託責任者とは
- 院外調理における調理方式は

- 院外調理における食事の保管・運搬の方法は
- 院外調理における食器等の衛生管理は
- 院外調理を受託するときの運営は
- 院外調理を受託するときの従業員の健康管理は
- 院外調理と食品衛生法との関係は

### 第3. 高齢者施設の給食

#### 【1 介護保険施設】

- 介護保険による食事サービスの改正内容は
- (1) 居宅サービス
- 介護保険による居宅サービス事業の種類は
- 指定通所介護事業所の給食は
- 指定療養通所介護事業所の給食は
- 基準該当通所介護事業所の給食は
- 指定短期入所生活介護事業所の給食は
- ユニット型指定短期入所生活介護事業所の給食は
- 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の給食は
- 基準該当短期入所生活介護事業所の給食は
- 指定短期入所療養介護事業所の給食は
- ユニット型指定短期入所療養介護事業所の給食は
- 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の給食は

- 指定特定施設入居者生活介護事業所の給食は
- 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の給食は
- 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の給食は
- 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の給食は
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の給食は
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所の給食は

#### (2) 施設サービス

- 介護保険法による介護保険施設の種類は
- 指定介護老人福祉施設の給食は
- ユニット型指定介護老人福祉施設の給食は
- 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の給食は
- 介護老人保健施設の給食は
- ユニット型介護老人保健施設の給食は
- 一部ユニット型介護老人保健施設の給食は
- 指定介護療養型医療施設の給食は
- ユニット型指定介護療養型医療施設の給食は
- 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の給食は
- 指定地域密着型特定施設の給食は
- 指定地域密着型介護老人福祉施設の給食は
- ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の給食は
- 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の給食は

#### (3) 予防サービス

- 指定介護予防通所介護事業所の給食は
- 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の給食は
- 指定介護予防短期入所生活介護事業所の給食は
- ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の給食は
- 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の給食は
- 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の給食は
- 指定介護予防短期入所療養介護事業所の給食は
- ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の給食は
- 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の給食は
- 指定介護予防特定施設の給食は
- 外部サービス利用型指定介護予防特定施設の給食は
- 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通

- 所介護事業所の給食は
- 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の給食は
- 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の給食は
- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の給食は
- 介護保険施設における栄養管理の評価とは
- 介護保険における栄養ケア・マネジメントとは
- 【2 老人福祉施設】
- 老人福祉法による老人福祉施設の種類は
- 養護老人ホームの給食は
- 特別養護老人ホームの給食は
- ユニット型特別養護老人ホームの給食は
- 一部ユニット型特別養護老人ホームの給食は
- 地域密着型特別養護老人ホームの給食は
- ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの給食は
- 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの給食は

### 第4. 障害者施設の給食

#### 【1 身体障害者福祉施設】

##### (1) 居宅サービス

- 身体障害者福祉法による居宅生活支援事業の種類は
- 指定サービス事業所の給食は
- 基準該当サービス事業所の給食は
- (2) 施設サービス
- 身体障害者福祉法による身体障害者福祉施設の種類は
- 指定身体障害者更生施設の給食は
- 指定身体障害者療養施設の給食は
- 指定特定身体障害者授産施設の給食は
- 身体障害者更生施設の給食は
- 身体障害者療養施設の給食は
- 身体障害者福祉ホームの給食は
- 身体障害者授産施設の給食は
- 身体障害者福祉センターの給食は
- 盲導犬訓練施設の給食は
- 身体障害者福祉施設の調理業務を委託するときの契約は

#### 【2 知的障害者福祉施設】

##### (1) 居宅サービス

- 知的障害者福祉法による居宅生活支援事業の種類は
- 指定サービス事業所の給食は
- 基準該当サービス事業所の給食は
- (2) 施設サービス
- 知的障害者福祉法による知的障害者福祉施設の種類は
- 指定知的障害者更生施設の給食は
- 指定特定知的障害者授産施設の給食は
- 指定知的障害者通勤寮の給食は
- 知的障害者更生施設の給食は
- 知的障害者授産施設の給食は
- 知的障害者通勤寮の給食は
- 知的障害者福祉ホームの給食は
- 知的障害者福祉施設の調理業務を委託するときの契約は

#### 【3 精神障害者福祉施設】

- 精神障害者福祉法による精神障害者福祉施設の種類は
- 精神障害者生活訓練施設の給食は
- 精神障害者授産施設の給食は
- 精神障害者福祉ホームの給食は

- 精神障害者福祉工場の給食は
- 精神障害者地域生活支援センターの給食は

### 第5. 児童福祉施設の給食

#### 【1 居宅サービス】

- 児童福祉法による居宅支援事業の種類は
- 指定デイサービス事業所の給食は
- 指定短期入所事業所の給食は
- 【2 施設サービス】
- 児童福祉法による児童福祉施設の種類は
- 助産施設の給食は
- 乳児院の給食は
- 母子生活支援施設の給食は
- 保育所の給食は
- 保育所の調理業務を委託するときの契約は
- 児童養護施設の給食は
- 知的障害児施設の給食は
- 盲ろうあ児施設の給食は
- 肢体不自由児施設の給食は
- 重症心身障害児施設の給食は
- 情緒障害児短期治療施設の給食は
- 児童自立支援施設の給食は

### 第6. 保護施設の給食

#### 【1 保護施設】

- 生活保護法による保護施設の種類は
- 救護施設の給食は
- 更生施設の給食は
- 授産施設の給食は
- 宿所提供施設の給食は
- 保護病食調理業務を委託するときの契約は
- 【2 婦人保護施設】
- 売春防止法による婦人保護施設は
- 婦人保護施設の給食は
- 婦人保護施設の調理業務を委託するときの契約は

### 第7. 学校の給食

- 学校給食とは
- 学校給食の種類は
- 学校給食を開始するときの手続は
- 学校給食を廃止したときの手続は
- 学校給食に係る経費の負担は
- 学校給食に対する国の補助金は
- 学校給食栄養管理者とは
- 児童・生徒の給与栄養基準量は
- 夜間課程を置く高等学校の生徒の給与栄養基準量は
- 盲学校・聾学校・養護学校の幼児および生徒の給与栄養基準量は
- 学校給食の献立の立て方は
- 特殊教育諸学校の献立の立て方は
- 児童・生徒への栄養指導の方法は
- 家庭に対する栄養指導の方法は
- 学校給食施設の施設基準は
- 学校給食施設の設備基準は
- 学校給食施設の衛生管理は
- 学校給食施設の衛生検査は
- 学校給食施設の従業員の健康管理は
- 学校給食用食品の点検方法は
- 学校給食用食品を購入するときの留意点は
- 学校給食用食品の検収・保管における留意点は
- 学校給食の調理過程における留意点は
- 学校給食の配送・配食における留意点は
- 学校給食の検食・保存食の保存における留意点は
- 学校給食において食中毒を予防するには
- 学校給食において食中毒が発生した場合の措置は

### 第8. 事業所の給食

- 事業所の給食とは
- 事業所に必要な給食設備は
- 事業所における栄養士の役割は
- 事業所給食の給与栄養目標量は
- 産業栄養指導担当者とは
- 事業所給食における栄養指導のポイントは

### 第9. 配食サービス

- 在宅配食サービスを民間業者に委託するには
- 施設における配食サービスを民間業者に委託するには

## 第3章 表示

### 第1. 特別用途表示

- 特別用途食品制度の概要は
- 特別用途食品の範囲は
- 特別用途食品に表示されている事項は
- 輸入食品の取扱いは
- 病者用食品の表示の基準は
- 低ナトリウム食品の表示の基準は
- 低カロリー食品の表示の基準は
- 低たんぱく質食品の表示の基準は
- 低(無)たんぱく質高カロリー食品の表示の基準は
- 高たんぱく質食品の表示の基準は
- アレルギー除去食品の表示の基準は
- 無乳糖食品の表示の基準は
- 減塩食調製用組合せ食品の表示の基準は
- 糖尿病食調製用組合せ食品の表示の基準は
- 保護病食調製用組合せ食品の表示の基準は
- 成人肥満症食調製用組合せ食品の表示の基準は
- 妊産婦用食品の表示の基準は
- 乳児用調製粉乳の表示の基準は
- 高齢者用食品の表示の基準は
- そしゃく困難者用食品の表示の基準は
- そしゃく・えん下困難者用食品の表示の基準は
- 特定保健用食品とは
- 特定保健用食品に表示されている事項は
- 特定保健用食品の表示の基準は
- 「お腹の調子を整える」旨の表示の基準は
- 「虫歯にならない」旨の表示の基準は

### 第2. 栄養表示基準

- 栄養表示制度の概要は
- 栄養表示食品の適用範囲は
- 栄養表示食品の表示の基準は
- 強調表示基準の適用の範囲は
- 「高い」旨の表示の基準は
- 「含む」旨の表示の基準は
- 「含まない」旨の表示の基準は
- 「低い」旨の表示の基準は
- 相対表示（「強化された」、「低減された」旨の表示）の基準は
- 食事摂取基準に対する充足率の算出方法とは
- 保健機能食品の表示基準は

## 第4章 栄養指導等

## 第5章 栄養士等

### 第1. 栄養士・管理栄養士

### 第2. 調理師

## 附 録

第4～5章までの細目次は省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。